

玉城町上下水道事業経営戦略（案）に関する意見と回答

1.パブリックコメントの概要

意見募集期間 令和8年2月12日(木)～令和8年3月13日(金)  
意見提出件数 1件

2.意見・質問内容と回答・対応方針案

No.	ページ	意見・質問内容	回答・対応方針案
1	-	<p>使用料25%改定の算定根拠について 令和8年度より下水道使用料を25%増額する予定とされています。 なぜ25%なのか、20%では不足する理由、30%では過大となる理由 料金改定は住民生活に直結する重要事項であるため、収支見通しや財政との関係をより明確に示してほしいです。 町HP</p>	<p>下水道事業は地方公営企業であり、汚水処理費用は下水道を使用した人からの使用料収入で賄わなければならないという「独立採算の原則」に基づく経営が求められます。 当町の汚水処理に必要な費用は、現時点で1㎡あたり126円程度となっておりますが、現行の使用料では1㎡あたり103円しか賄えておらず、事業運営に必要な経費に対し不足する分は、一般会計からの繰入金により補うことで成り立っている非常に厳しい状況にあります。 また、人口減少により使用料収入の大きな伸びが見込みにくい一方で、物価上昇や施設の維持管理費の増加、さらには汚水処理を担う流域下水道に係る費用についても同様に増加する予定であり、今後も厳しい経営状況が続く見込みです。 このような背景から、将来にわたり安定的な下水道事業を継続するため、現時点で汚水処理に必要な1㎡あたり126円程度となるよう目標を設定し、加えて、住民生活への影響を考慮した結果、25%の改定としたものです。 なお、収支見通しなど料金改定に係る詳しい内容は次のリンクをご確認いただけますようお願いいたします。 <a href="https://kizuna.town.tamaki.mie.jp/news/R7public-comment.html">https://kizuna.town.tamaki.mie.jp/news/R7public-comment.html</a></p>
2	-	<p>区域別費用対効果分析の実施について 現在の公共下水道処理区域は、平均人口密度が約33人/haで、集合処理と個別処理の境界帯だと考えられます。 今後、維持管理費や更新修繕費が増加していくことを考えると、町全体を一律に維持する前提だけでなく、人口密度、管路延長当たり維持費、将来更新費等を基準とした区域別費用対効果分析を実施し、投資計画の合理性を検証することが必要だと思います。</p>	<p>現在の当町における生活排水処理方式の区域区分は、人口密度、地形条件、既存施設の状況、将来の維持管理費などを総合的に評価したうえで、集合処理区域と個別処理区域を明確に区分しており、最も費用対効果の高い方式を選定したのとなっており、 しかしながら、人口減少や物価上昇など、社会経済情勢が大きく変化している中で、従来の枠組みのままでは対応が困難となることも想定されます。このため、社会情勢や地域の実情の変化を踏まえ、必要に応じて適時適切に見直しを行っていくことが重要であると認識しております。今後も、人口密度、施設の維持管理に係る費用などを地域ごとにしっかりと比較し、費用対効果を確認したうえで地域ごとに最適な方法を選び、将来の費用を見据えた計画づくりを行ってまいります。</p>
3	-	<p>市町村設置型浄化槽（公設浄化槽）の可能性と国の制度動向について 2026年2月、国土交通省は「下水道法等の改正案」を特別国会に提出し、2026年内の施行を目指しているという報道が出ています。国土交通省が進めている方向性として、人口減少地域における下水道事業の持続性確保を目的として、処理区域の縮小や廃止を可能とする制度整備が検討されています。報道資料等によると、下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化、自治体判断によるサービス縮小の制度化、分散型処理（浄化槽等）への転換を可能とする仕組みの整理を内容とする下水道法等の改正が検討されており、2026年内の施行を見込む方向性が示されています。下水道の既整備区域を分割し、個別処理（浄化槽等）へ転換する制度設計、下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続きを明確化する必要性が記載されています。法改正の動向を踏まえれば、処理区域見直しを検討し市町村設置型浄化槽の導入可能性を中長期的な検討事項として位置付けることが必要だと思います。</p>	<p>当町においては、集合処理区域の整備がほぼ完了しており、周辺部における境界帯や個別処理区域においては各ご家庭で設置いただく合併処理浄化槽による汚水処理を行い、これに係る設置時の補助金給付（5人槽 332千円、7人槽 414千円）を実施しているため、公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）の導入には至っておりません。 ご指摘のとおり、国においては下水道法等の改正案が示されており、自治体の判断により公共下水道から浄化槽への切り替えが可能となる制度の整備が進められております。 こうした国の動向を踏まえつつ、個別処理への転換や公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）の導入について、メリットやデメリット、地域の実情や将来的な維持管理体制等を十分に勘案しながら、慎重に検討を進めてまいります。</p>

※ご意見いただき誠にありがとうございました。

問合せ先  
上下水道課  
電話 0596-58-8207